

太田市立綿打小学校いじめ防止基本方針

第1 目的

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

そこで、すべての児童がいじめを行わず、また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないように、いじめの防止のための取組を行う。

【いじめの禁止】

児童は、いじめを行ってはならない。けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。

【学校及び職員の責務】

いじめが行われず、すべての児童が安心して教育活動に取り組むことができるよう、保護者や関係者機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処する。単に謝罪をもって安易に解消とせず、以下の2つの要件を持っていじめの解消を判断する。

- ①少なくとも3ヶ月間、いじめが止んでいること。
- ②被害者児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

第2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

第3 いじめ防止のための取組（未然防止）

1 授業改善に関する取組

- 全ての児童が活躍する場面をつくりだし、「自己有用感」を高められる授業づくり
- 協働して課題解決を行う授業づくり

2 児童生徒の友人関係・集団づくり、社会性育成などを目的にした取組

- 一人一人のよさを生かした学級集団づくり
- 縦割り活動を生かした児童の居場所づくり
- 学年集団活動を生かした幅広い友人関係づくり
- ソーシャルスキルトレーニングを用いた対人関係づくり

3 いじめに関する学習の取組

- 児童の発達段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面で具体的な態度や行動に現れるようにするために行われる取組を行う。
- 児童の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動を行う。
- 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を行う。

4 いじめをなくすための児童会の取組

- 月別の目標を設定し、それに基づいて啓発を行う取組
- 休み時間、昼休みにクラスを巡回し、友達作りに関してアドバイスする取組
- 月に1度のたてわり活動を通し、思いやりの心を持てるようにする取組
- いじめ防止フォーラム、太田市いじめ防止こども会議への参加から、先進的な取組をしている学校を積極的に紹介するとともに、話し合われた内容を全児童報告する。

5 保護者や地域に対する啓発の取組

- 学校通信を活用して、保護者や地域へ発信する取組
- 授業参観後の学級懇談会や家庭訪問で学校及び担任のいじめに対する方針を伝える取組

第4 早期発見の取組

1 児童生徒の些細な変化に気づく取組

- 児童の生活の実態を把握するための取組
- 「いじめ一報制」により、組織としていじめを把握し、早期対応に努める。
- 一日一度は、クラスの児童一人一人に声をかける取組
- 学級担任だけでなく、学年の教員、専科の教員、養護教諭など複数の目で児童を見る取組
- 月に一度アンケートを実施し、いじめの実態を把握する取組

2 気づいた情報を確実に共有する取組

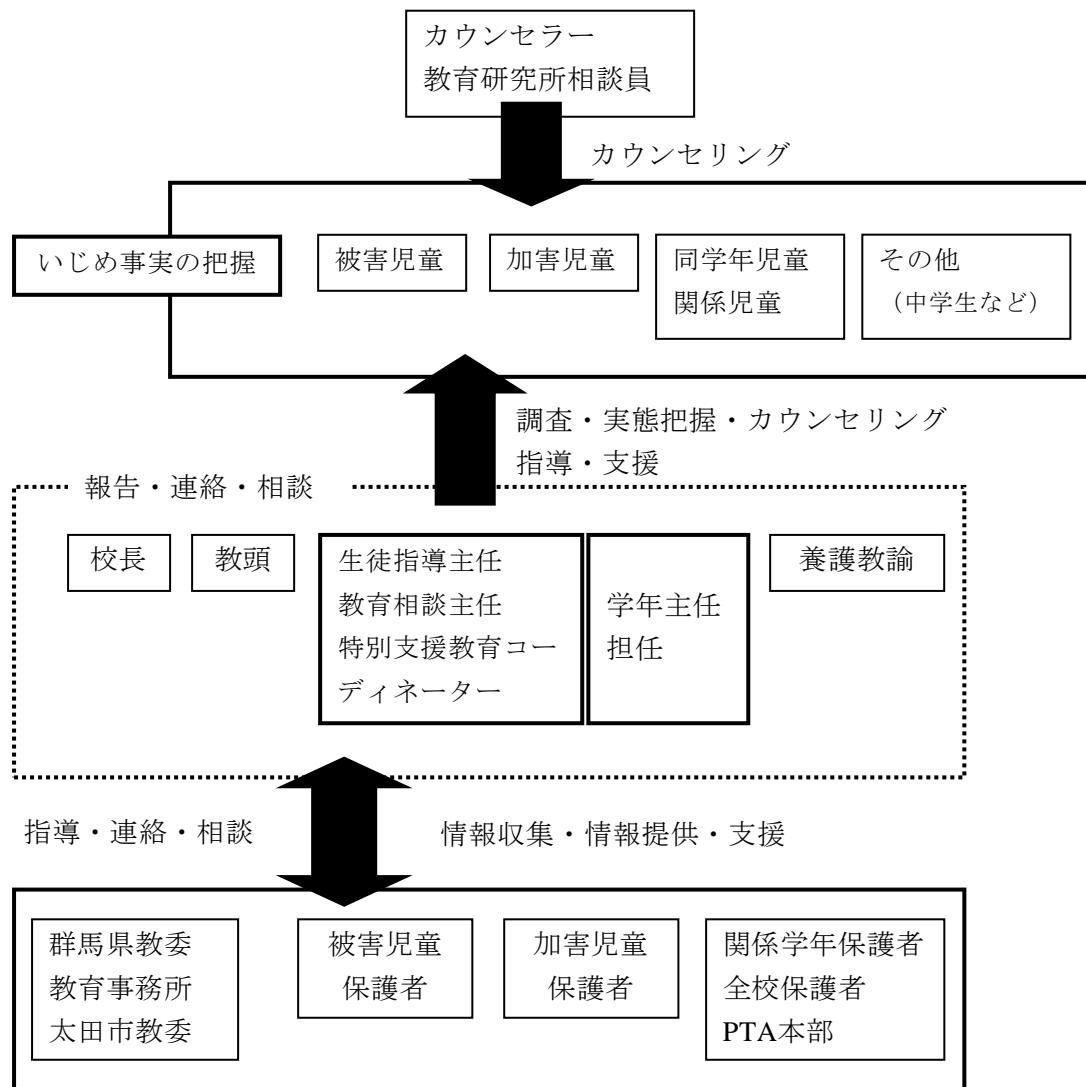
- 生徒指導主任、各学年の生徒指導担当を中心に、いじめ・いじわる・いたずら等のいじめの度合いを把握する取組
- 月に一度の生徒指導部会、職員会議における生徒指導情報の共有の取組
- データ上で生徒指導に関する課題を共有し、引き継いでいく取組

3 情報に基づき、速やかに対応する取組

- 当該児童に関する学年や生徒指導部等が連携した聞き取り等の直接的な実態調査及びカウンセリング
- 学年部を中心とした関係する学年児童に対する実態調査及びカウンセリング
- 生徒指導主任、学年主任を中心とした保護者への直接的な実態調査及びカウンセリング
- 市教委と連携したカウンセリング、カウンセラーによるカウンセリング

第5 いじめに対する対応

1 いじめの発見から解決までの指導の流れ



2 いじめの被害者、その保護者への支援

- 学級担任、学年主任、生徒指導主任、管理職による被害状況の調査報告及びカウンセリング
- 市教委等学校外部の機関と連携したカウンセリング、カウンセラーによるカウンセリング

3 加害児童、その保護者への助言

- 学級担任、学年主任、生徒指導主任、管理職による状況の調査報告及びカウンセリング及び指導・支援
- 市教委等学校外部の機関と連携したカウンセリング、カウンセラーによるカウンセリング

4 いじめを見ていた児童生徒への働きかけ

- 学級担任、学年主任、生徒指導主任による状況の調査報告及びカウンセリング及び指導・支援
- 市教委等学校外部の機関と連携したカウンセリング、カウンセラーによるカウンセリング

5 関係機関との連携

- 太田市教育委員会及び教育相談所相談員との連携
- 群馬県いじめ対策室との連携
- 太田警察署との連携

第6 いじめ防止対策の組織

1 目的

いじめの未然防止、早期対応に組織的取り組めるように、いじめ防止対策組織委員会を組織する。

2 組織の構成

【基本の組織（生徒指導委員会と同じ）】

- ・校長（委員長）・生徒指導主任（副委員長）・養護教諭
- ・教頭・教育相談主任・各学年生徒指導担当
- ・教務主任・特別支援コーディネーター

【事案に応じて参加要請】

- ・被害、加害児童の担任・当該学年主任・スクールカウンセラー

3 役割

- ・校長…全体統括（委員長）
- ・教頭…連絡調整
- ・教務主任…司会進行
- ・生徒指導主任…議題の提案（副委員長）
- ・教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭…支援及び助言
- ・各学年生徒指導担当…各学年の実態報告及び支援
- ・スクールカウンセラー…カウンセリングによる支援

4 役割に応じた対応

- ・校長…全体統括し指示を出す。
- ・教頭…外部機関や役割を果たすための連絡調整を行う。
- ・教務主任…いじめ防止対策組織の司会進行をする。
- ・生徒指導主任…議題の提案を行う。
- ・教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭…支援及び助言を行う。
- ・各学年生徒指導担当…各学年の実態報告及び支援を行う。

5 年間計画の策定（P D C Aサイクルに関わるものを必ず含む）

月	児童会を中心とした活動内容
4月	○いじめ防止ポスターの掲示 ○1年生を迎える会
5月	○いじめについて考える学級での話し合い
6～8月	○いじめ防止フォーラム（児童会長参加）
7～9月	○いじめ防止フォーラムの報告
9月	○運動会のたてわり活動の中での異年齢交流の充実
10月	○学級活動の充実 ○行事（主に校外学習など）を通した人間関係作り
11月	○行事（運動会、修学旅行など）を通した人間関係作り
12月	○人権集中学習
1月	○いじめ防止こども会議（児童会長参加）
2月	○6年生への感謝の気持ちを伝える活動 ○人権講演会 ○いじめ防止こども会議の報告
3月	○本年度の反省及び次年度への計画づくり
毎月	○たてわり活動

	○いじめの実態把握に関するアンケート調査（10日） ○生徒指導委員会、職員会議の中での生徒指導にかかる情報交換
実施	○携帯電話安全教室（高学年）
予定	○いじめに関する研修会（毎学期末）

第7 インターネット上のいじめへの取組

1 いじめ防止の取組（未然防止）

- インターネットについての理解を深める授業実践及び啓発活動
- 携帯電話安全教室や資料の配付などによる児童、保護者への情報提供の実施
- 掲示板、ツイッター、LINE等ソーシャルネットワークサービスの利用の仕方の共通理解

2 早期発見の取組

- 教職員のインターネットに関する知識の向上にかかる研修

3 いじめに対する措置

- 内容の把握、内容の保存処理
- 関係児童保護者と連携し、インターネットと接続する端末にかかる処理の仕方の共通理解
- 関係データを削除するための要請
- 警察や裁判所等との連携
- 管理者やプロバイダーとの連携

第8 重大事態への対処

1 重大事態の認識

- (1)重大事態が発生した場合は、速やかにその旨を市教育委員会に報告する。

<重大事態の定義>

下記の2つのうち、少なくともいずれか一方に該当とする場合を「重大事態」とする。

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(自殺行為（未遂を含む）、うつ病等の精神疾患、打撲、骨折、内臓の損傷及び火傷、金品等の重大な被害等)
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
(不登校の定義をふまえて、年間30日を目安とし、一定期間欠席しているような場合等は迅速に調査に着手)

※児童や保護者から重大事態の申し出があった場合も、重大事態が発生したものとする。

2 組織としての対応（調査・報告等）

- (1)市教育委員会と協議の上、当該重大事態に対処する組織を設置する。

<構成員>生徒指導委員会を母体とし、事態の性質に応じて、適切な専門家等を加える。

- (2)上記の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

この調査は、市教育委員会の指導及び支援を得て行うものとする。

○いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先とした調査を実施する。

○いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合

- ・当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取する。

(3)上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

○学校は、いじめを受けた児童及び保護者に対して、事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する責任を有する。

○質問紙調査の実施で得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明するなどの措置が必要である。

○必要に応じて、いじめを受けた児童又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

情報を適切に提供するものとしては、

- ・質問紙などによる児童が回答したアンケート集計結果

- ・いじめが生じた背景及び具体的な事実関係に関する調査結果

※個々の児童の質問紙については、伝聞などの不正確なものがあるため、開示は不適切であるので注意すること。

※質問紙は、様式例をもとに作成する。

令和6年4月改訂